## 令和5年度 鳥取県町村会からの要望への回答

## 1 最重点要望事項

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回答
1	鳥取県未来人材育成奨学金 支援助成金の対象業種の拡 充について	県内の対象業種に正規雇用された方に対し、県では奨学金の返済を助成する制度を創設していただいております。また、令和5年度からは対象職種が拡充されましたが、対象外となっている業種もまだ多い状況です。 つきましては、若者の就職促進と県内への移住定住の促進を図るため、さらなる対象業種の拡充をお願いします。	本部 (人口減少社会	当助成金は、地域を担うリーダー的人材を確保するという制度趣旨のもと、人材不足が著しい業種を対象業種としており、対象業種となる産業界から御寄附を賜り、県と産業界が協力して基金を設置することで助成事業を行っています。 対象業種については、平成27年9月の制度設置以降、産業界の要望を聞きながら拡充を図り、現在12業種を対象としているところですが、今後新たな業界から要望があれば対象業種の更なる拡充を検討してまいります。
2	タクシー利用費助成制度に 対する県補助制度の拡充に ついて	111 (15) [14]	本部 (交通政策課)	タクシー助成制度は、利用者にとって利便性が高いものの、高コストで財政的な負担が大きくなることから、町営バス等の乗合交通と組み合わせて活用を図っていく必要があると考えており、県のタクシー助成に対する支援制度は限定的な補助対象範囲としています。特に、定員 11 人未満の車両により運行される乗合タクシーは、定時・定路線型や予約型、区域運行型まで様々な運行形態が存在しており、特別交付税の対象であることから、積極的な活用を図っていくことが望ましいと考えています。なお、国に対しては、地域の実情・ニーズに応じたタクシー等のドアツードア型の移動手段の確保等に対する財政支援の拡充・創設について令和5年6月27日に要望しており、今後も引き続き要望を行ってまいります。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
6 3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	町村における医療人材の確保について	A 4 17 F	福祉保健部	関係の課題である中山間地域の医師をはじめとする医療人材の確保策を検討するため、本年8月に「中山間地域を支える医療人材確保に向けた研究会」を立ち上げ、「地域の医療維持に向けた市町村の取組の推進」「総合診療医の育成・確保対策の強化」「県派遣医師の義務明け後対策」「病院間連携の仕組みづくり」等をテーマに意見交換を行ったところです。引き続き関係者と意見交換しながら、来年度当初予算に向けて具体的な施策を検討していきます。
4	とっとり学力・学習状況調 査の継続について	県では、令和2年度より従来の学力調査の視点に加えて、子どもたち一人一人の学力の伸びや学習状況の把握に着目した「とっとり学力・学習状況調査」に取り組み、子どもたちの学力を確実に伸ばすための教育を進められています。この調査により、県平均点と個人の得点との比較だけでなく、2年目以降は、個人の学力の伸びを継続して把握することができます。また質問紙調査により、非認知能力(自己効力感、自制心、向社会性、勤勉性、やり抜く力等)・学習方略(学びに向かうときの態度や学習の仕方)を把握し、指導に生かすことができます。  具体的には、学習の積み重ねを個人の学力の伸びとして見ることができるようになったことに合わせ、ルールやマナーを守る意識や目標に向けて粘り強くやり抜く力など学力との相関関係が指摘されている非認知能力の項目が可視化でき、学力を伸ばしている効果的な指導方法の明確化による、授業改善や児童生徒一人一人に応じた指導・支援の充実につながっていると考えられます。 つきましては、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばす教育を推進するため、来年度以降についても引き続きとっとり学力・学習状況調査をお願いします。	教育委員会(小中学校課)	本県では、「とっとり学力・学習状況調査」により、本県の児童生徒の学力や非認知能力、学習方略等を経年で調査することで、学力の伸びや経年変化を把握し、教育施策や指導の工夫改善を図り、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばす教育を推進しています。令和4年度には、調査結果をグラフ化した分析シートを鳥取県独自に開発し、教員がいつでも学校端末から確認できるようにしました。 今後も引き続き県全体で「とっとり学力・学習状況調査」を学力向上事業の中心に据え、客観的な根拠を重視した教育政策(EBPM)や教育データの活用を推進し、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばすための教育に取り組んでいきます。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回答
5 物值	価高騰対策について	国際的な原材料価格の上昇に加え、円安などによるエネルギーや食料品等の価格上昇により、日常生活や事業活動に影響が生じています。さらには、エネルギー資源の供給不足により、電気料金の上昇や安定した電力供給も懸念されています。 特に、原油や電力料金をはじめとする物価の高騰は、価格転嫁が困難な地域住民、中小企業・小規模事業者及びに地方公営企業に大きな影響を与えています。 県では新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金など県内事業者への支援策を延長して実施いただいており、各事業者においても、省エネ投資、効率化・高収益化、新商品開発や需要確保・販路開拓等により持続的な経営に向けて取組んでいますが、このまま物価が高止まりすれば、地域住民の生活への影響が懸念されるところです。 また、国においては、物価高克服・経済再生実現のため、総合経済対策を策定したところでありますが、ウクライナ情勢や円安の状況は今後も先行きが見通せず、物価高騰の長期化が懸念されています。 つきましては、物価高騰に直面する地域住民の生活や小規模事業者等の経営への影響を最小限にとどめるためにも、物価高騰に対する経費の支援事業の継続及び地域経済活動の活性化に対する支援について、国に対して働きかけをお願いします。 加えて、地方公営企業及び指定管理施設の営業に及ぼす影響を最小限にとどめるための県の支援についてお願いするとともに、国に対して支援の働きかけをお願いします。	(商工政策課、企業支援課) 福祉保健部 (孤独·孤立対 策課) 地域社会振興 部	事業者支援については、11月29日に令和5年度補正予算が成立した国の総合経済対策においては、燃料油価格や電気・都市ガス料金の激変緩和措置の延長や政府系金融機関による資金繰り支援の継続、省人化・省力化投資による生産性向上支援制度の新設などが盛り込まれたところで、本県としても、同経済対策で追加措置される「重点支援地方交付金」を活用し、国の施策に連動させながら、発動中の地域経済変動対策資金の受付期間延長、賃金アップを進める中小事業者が行う生産性向上に資する設備投資や人材育成を支援する補助金の新設等を11月議会に提案し、12月4日に可決されたところであり、引き続き事業者の物価高騰対策を支援していきます。また、国に対しては、11月14日に物価高騰や構造的な賃上げが求められる中でも中小企業等が事業継続していけるよう、円滑な価格転嫁に向けた実効性のある取組の強化や小規模事業者に対する経営力向上の支援、省エネ投資や事業再構築の取組等に対する支援の強化・拡充等を要請したところですが、県内事業者への影響を最小限とするため、引き続き全国知事会等とも連携して、地域経済の回復支援を国に働きかけていきます。 地域住民の生活支援については、物価高騰による影響が長期化していることから、市町村と協調して実施している灯油代及び光熱費助成を令和5年度末までの延長については、11月議会に提案し、12月4日に可決されたところです。また、新型コロナ特例貸付の償還が本格的に始まることから、生活困窮者に係る市町村の相談支援体制の強化継続事業を11月議会で提案しているところであり、生活困窮者の強制の強化継続事業を11月議会で提案しているところです。あり、生活困窮者ので検討が進められているとのことであり、生活困窮者支援について、表情に配慮の上、公平性を確保し、実効性のある支援を早期に実施するよう、11月に国に要望したところです。今後も、生活困窮者の実態に即した支援が行われるよう、必要に応じて国に要望していきます。地方公営企業及び指定管理施設については、各地方公共団体が地域の実情に応じた対策をきめ細やかに実施できるよう、国の令和5年度補正予算で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が措置されました。今後の物価高騰等の情勢を踏まえ、更なる対策が必要となる場合、改めて国に対して働きかけていきます。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
6		森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第28条第1項の規定に基づき、市町村に対する森林環境譲与税の譲与の基準は、市町村譲与額の10分の5に相当する額を私有林人工林の面積で、10分の2に相当する額を林業就業者数で、10分の3に相当する額を人口で按分して譲与することとされています。 このうち譲与額の10分の3に「人口」が加味されることについて、都市部における木材利用の推進、普及啓発等は重要な課題であると考えますが、森林整備に使われずに基金に積み立てられているなどの問題も指摘されており、早急な整備を必要とする市町村への適正な配分が行われず、公益的機能の発揮の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念されています。 つきましては、間伐等の森林整備を行う面積の割合が高い市町村に対して優先的に配分を行うことができるよう、譲与基準において「人口」の割合を引き下げ、私有林人工林率に応じた割り増しを加味した設定を行うよう、国に対して働きかけをお願いします。	(林政企画課)	森林環境譲与税については、県として、これまでも国に対し、森林機能の保全・維持・向上の観点から、森林面積の大きい自治体により配慮した配分となるよう検討することを要望した結果、令和6年度税制改正大綱において、「森林環境譲与税」の配分基準に係る森林面積割合を引き上げる一方、人口割合を引き下げる方針となりました。

## 2 重点要望事項

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
	地方創生の推進について	平成28年度に国が創設した「地方創生の進化のための新型交付金(地方創生推進交付金)」は、令和4年にデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)へ変更となりましたが、補助率が1/2であることから財政負担も相当額必要となっており、また、申請に係る事務負担も依然として大きく、苦慮しているのが現状です。 つきましては、地方自治体が主体的に地方創生を強力に推進できる仕組みとするため、地方創生に係る財源として、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充について国に対して働きかけをお願いします。加えて、デジタル田園都市国家構想交付金制度について、規模及び補助率の拡充し、交付金の使途をより自由度の高い柔軟な制度とするとともに、地方自治体の実態に合わせた事務の簡素化をお願いします。	政策戦略本部	地方創生やデジタル実装を通じた課題解決など地方がその実情に応じた施策を継続的かつ主体的に進められるよう、地方創生推進費(旧まち・ひと・しごと創生事業費)を含む「デジタル田園都市国家構想事業費」を継続・拡充するとともに、「デジタル田園都市国家構想交付金」についても継続・拡充するよう、県版地方6団体として、本年11月8日に要望を行いました。今後も全国知事会等とも連携しながら国へ要望を行っていきます。
2	社会保険診療に対する控除外消費税の負担軽減措置について			本県では、消費税の負担が医療機関等の経営を圧迫している実情を踏まえ、 抜本的解決を図るよう、平成28~30年度に国へ要望を行ってきたところです。 令和元年10月に報酬改定が行われましたが、平成31年度与党税制改正大綱 において、改定後も継続的に補てん状況を調査し、その結果を踏まえ必要に応 じて配点方法の見直しなどの対応をしていくことが示されました。 厚生労働省の専門部会において実態把握が進められた結果、令和4年度診療 報酬改定においては配点方法の見直しは行われませんでしたが、令和6年度診 療報酬改定においては、前回改定時と同様に実態調査が行われ、その結果を 踏まえた検討が行われる予定です。
3	地方交付税の総額確保について	地方交付税の算定にあたっては、地域社会再生事業費による重点配分が実施され、過疎高齢化の進む中山間地域への配慮が見られます。 一方で、依然として厳しい財政状況が続く中、公共交通維持や、光ファイバー網の維持、地域に大学等がないための若年層の転出等、中山間地域特有の課題が増加しています。そのような中、保育料・給食費・通学費無償化、農林業・移住定住政策の促進に全力をあげ、取り組んでいるところです。 つきましては、都市部への人口集中の現状打破と、地域の実情に応じたきめ細かな施策を実施することができるよう、現行以上の地方交付税総額の確保について、単位費用の算定方法の見直しを含め、国への働きかけをお願いします。加えて、地方一般財源実質同水準ルールの堅持にとどまらず、令和6年度からの会計年度任用職員への勤勉手当の支給等に係る行政需要の増加を確実に反映するとともに、財政健全化を目的とした削減の対象としないようお願いします。	政策戦略本部 (財政課)	不透明な国際情勢に伴う物価高騰、人口減少、激甚化・頻発化する自然災害への対応などにより、地方においては、引き続き、更なる財政需要が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保した上で、臨時財政対策債に依存することのない安定的で持続可能な地方財政の実現や、「地域社会再生事業費」の算定等を通じた財源調整機能の適切な発揮などについて、本県として11月8日に国に要望したところです。また、11月13日の全国知事会において、会計年度任用職員への勤勉手当の支給について、必要となる人件費を地方財政計画の歳出に適切に計上し、必要な一般財源を増額すべきであるということも含めて岸田総理に訴えたところです。引き続き、国に対して強く働きかけていきます。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
4		行政手続きを効率化し、住民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する		マイナンバー制度は、我が国のデジタル社会を支えるために必要不可欠な基
	拡大について			盤であり、同制度に対する国民・県民の信頼が揺らいでいる現状に対して信頼
		るところです。	整備課)	を回復することが必要です。
		しかしながら、健康保険証や公金受取口座等のマイナンバーと個人の情報の		本年6月27日に、県は、健康保険証とマイナンバーの紐付けにおける誤登
		紐づけ誤りが生じ、マイナンバー制度への不信感、不安が広がっております。		録の再発防止の徹底や、マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民
		また、マイナンバーカードで個人の情報を一元管理しているような誤解が多く、 マイナンバーカードの自主返納の動きもあります。		への丁寧な説明の実施について国に対して要望を行っています。また、厚労省
				は、保険者に対して、事業主の届出から5日以内にデータを登録するよう指導 しています。
		このため、国によるマイナンバーの情報連携の正確性確保に向けた取り組み と、不安払拭のための丁寧な説明が急務であります。		8月8日に国が打ち出した「マイナンバー制度に関する国の政策パッケー
				8月8日に国かりら出した「マイナンハー制度に関する国の政界ハッケー」 ジ」には、マイナンバーカードの安全性についての広報や促進等、国民の信頼
		つきましては、健康保険証とマイナンバーの紐づけについて、誤登録を防止 するための本人確認を徹底し、資格得喪について速やかに紐づけ作業を行うよ		回復に向けた対応も盛り込まれているところであり、国への働きかけについて
		9 るための本人確認を徹底し、賃恰付我について速やかに起つい作業を行りよ う、国の責任において保険者への指導・注意喚起をお願いします。		は、今後の国の動向に注視しながら検討してまいります。
		また、マイナンバーカード (ICチップ) には個人情報の格納はないこと、		また、マイナンバー総点検については、デジタル庁が中心となり関係省庁と
		また、マイナンハーカート(10ナッノ)には個人情報の格別はないこと、マイナンバーを知られても個人情報を調べたり、勝手に手続きはできないこと		緊密に連携し推進していますが、進捗状況調査の重複など市町村に過度な事務
		等、マイナンバーカードの安全性について、周知いただくよう国に対して働き		負担が生じることのないよう、国の動向を注視し必要に応じ、対応を検討して
		かけをお願いします。		まいります。
		更には、市町村に過度な事務負担が生じないよう、関係省庁が連携し、効率		
		的な実情把握をお願いします。		
5	マイナンバーカードの顔認	マイナンバーカードには顔認証による機能が付与されており、医療機関の窓	政策戦略本部	マイナンバーカードのICチップには、4情報のほか、顔写真データが搭載
	証技術向上について	口などで便利に利用できるよう、国から広報されていますが、読み取り機能の		
		精度が高くないために、結局、窓口で暗証番号を求められるケースが頻発して	整備課)	ダー」)のカメラで撮影した顔写真とを照合し、顔認証を行う仕組みとなって
		います。		います。
		また、カードを再交付するためには、再度顔写真を撮って申請するなど手間		カードリーダーは、カメラの画質、顔認証の照合率、セキュリティ対策等に
		がかかる他、再交付手数料の自己負担も発生します。その上、再交付後のカー		ついて国が定めた性能基準を満たす機種が認証されていますが、窓口での顔認
		ドについても顔認証読み取り精度の向上が確約されていないため、利用者には 不満が残ります。		証時にエラーが発生する事例もあると保険医協会等が調査結果を公表してい
				るところです。
		急速に交付率を向上させ、利便性を広報しているところですが、町村窓口にはなれたなせれる状態と思いているしまえです。		顔認証エラーが発生する原因としては、マイナンバーカードに搭載する顔写
		はそれに対する苦情も届いているところです。		真が指定の基準を満たしていない不適切なものであったことに起因するもの のほか、カードリーダーへのカードの置き方や操作の誤り、カードリーダー本
		つきましては、マイナンバーカードの顔認証技術の向上を図っていただき、 利便性が向上するよう国に対して働きかけをお願いします。		体の不具合等が指摘されています。国への働きかけについては、個別事例の概
		小川灯江ル川川上りのより  型に対して関でカササノをお願いしまり。		要や原因等について内容を確認させていただいた上で、必要に応じ検討してま
				いります。
				いります。

番号	項目		<b>県所管部課</b>	回答
6	マイナンバーカード交付手続き等の簡略化について	紙の保険証が廃止され、マイナンバーカードに統一することすが、特に高齢者には不便さが広がり、多くの不満が上がってその中には、家族がいない寝たきりの高齢者であったり、家でいて度々住所地に訪れることができないことから、マイナンができない者であったり、作りたくても困難であるケースがは続きを簡素化することができれば、高齢者が申請するハードルの不満解消にも繋がります。 また、住民からのマイナンバーカードの制度に関する苦情にすが、国に対して伝える機会がありません。 つきましては、マイナンバーカードの交付に関する事務処理を図っていただくとともに、マイナンバーカードに関する苦情いただくよう国に対して働きかけをお願いします。	とが決定していまでいます。 家族が遠方に住ん ンバーカード申請 あります。交付手 いも下がり、住民 は町村窓口に来までは 理要領等の見直し 青対応窓口を設置	応などに御尽力いただき、約7割以上の県民の取得につながっております。 市町村のマイナンバーカード交付事務に係る負担の軽減を図るため、引き続き、先進事例の提供や相談支援等を実施するとともに、国に対して市町村が抱える困難事例を伝え、交付手続きの更なる簡略化を図るように働きかけていくこととします。
7	光ファイバ等施設の保守管 理や設備の更新に係る支援 制度の創設について	総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」等を活用し、 光ファイバー網を整備した町村等にとっては、施設の保守や管 耐用年数経過後の設備更新費用の負担が財政を圧迫する要因と が、これらの費用負担に対する支援制度は創設されていません また、内閣府より示された「デジタル田園都市国家構想」を ランニングコストや耐用年数経過後の設備更新費用などITB は増大していくばかりであり、今後、多額の町村負担が想定さ つきましては、情報基盤を継続・維持するためにも、機器の 更新費用に対する新たな支援制度の創設について、国に対して いします。	管理費用、また、(デジタル基盤 となっておりますか。 は此めるにあたり、 関連にかかる費用 いれるところです。 の維持管理経費と	先んじて情報通信基盤(光ファイバ網)の整備を進めた自治体では、設備の 更新及び維持管理に膨大な費用を要することとなっているため、県は、公設の 光ファイバ網設備の更新等に係る恒久的な財政支援を行うための制度を新設 するよう、本年6月27日に国要望を行いました。 光ファイバ網に係る維持管理費の赤字補填として、財政力指数に応じて赤字 額の最大1/2が補填される特別交付税制度がありますが、今後も、光ファイ バ網設備の更新等に係る支援を充実するよう、引き続き国へ働きかけてまいり ます。 なお、以上のことについては、本年7月25日、全国知事会においても同趣 旨の提言を行っています。
8	特定地域づくり事業の推進に向けた制度の見直しについて	特定地域づくり事業制度は働き手及び雇用先の確保としてま一方、中山間地の実情に合わない部分があります。 冬場の派遣については、農林業が主な産業である中山間地域の確保が課題となっています。冬場の主な仕事が除雪作業の場れば仕事がないため、職員の派遣先を確保するのが困難な状況そうした状況でも、職員の給料を確保するために、冬場も農重なり、結果、一事業者への派遣が8割の基準を超えてしまいえた場合は制度の対象外となり、人件費の全額が交付金の対象組合の加入者の少ない中山間地の実情が考慮されていないと言ん。 つきましては、派遣元としての制度趣旨を理解し努力する必派遣割合に応じて漸減する等の緩和措置について国に対する側します。	本部 或において、仕事 場合、降雪がなけ 兄です。 農林業への派遣が います。8割を超 象外となるのは、 言わざるを得ませ で要はありますが、	は、独自の運営費助成を導入するなど、その推進に力を入れています。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
9	宅地造成事業に対する支援 について	町村の抱えている最重要課題として、人口減少問題が挙げられます。 このため、県では空き家の活用を推進されていますが、立地条件や地域慣習などで新たに住居を求める人たちのニーズに必ずしも応えるものではなく、分譲宅地への移住者が少なからずあることから、新たな宅地造成の必要があると考えます。 しかしながら、自治体による宅地造成事業は、財政力の弱い町村には限界があり、民間資本による造成は、需要の少ない地方への資本投入が敬遠される傾向にあります。 また、宅地造成の事業費は地域によってその費用に差異はなく、要した経費がそのまま販売価格となるため、町村部において市街地と同等な価格設定となることで購入希望者から敬遠されることになり、販売価格を抑えるための制度が必要であると考えます。 つきましては、人口減少地域で民間事業者が行う宅地造成事業に対して、支援制度の創設をお願いします。	輝く鳥取創造本部 (人口減少社会対策課)	県内における既存住宅ストックである空き家等の増加が深刻な課題であると認識していることから、県では、市町村が行う空き家や中古住宅を活用した移住定住推進の取組を「鳥取県移住定住推進交付金」等により支援しています。
10	買い物環境確保対策について	近年、買い物弱者対策が求められる中、将来にわたり暮らし続けることができる環境の整備を図ることは大変重要です。 特に、過疎・高齢化が進んだ中山間地域の住民において、スーパーの閉店は地域の死活問題であり、生活基盤である買い物環境の確保が急務となります。 つきましては、県では買物安心確保事業を創設し、幅広に柔軟な対応をしていただいているところですが、地域の実情等を勘案し、持続可能なまちづくりにつながるよう継続的な支援をお願いいたします。	輝く鳥取創造 本部 (買v 物環境確 保推進課)	県内のJA系スーパー全20店舗が年度内に順次閉店するという危機的状況の中、県では、買物環境確保推進課を設置し、地元・JA・事業者等との連携を推進するとともに、市町村が住民ニーズ等を踏まえて策定する「買物環境確保計画」に基づく取組に対して支援する「買物環境確保推進交付金制度」(令和5年6月補正予算で1億円、11月補正で1億円増額を検討中計2億円)を創設しました。 各市町では、地域団体・住民による店舗運営や、共助交通の買物利用や買物ツアーなど移動手段の確保、さらには移動販売事業者の販売エリア拡大など、店舗承継までの空白期間対策を含め、地域の実情を踏まえた様々な買物環境確保に向けた動きが出てきており、今後も買物環境確保推進交付金の活用などにより、市町村が主体的に行う持続的な買物環境確保対策について市町村と協働して進めていきます。
11	地域公共交通を支えるための共助交通事業への支援について	住民自身がドライバーとなって住民の送迎を行うという共助交通モデルは、今後過疎高齢化が進行する多くの中山間地域コミュニティの交通手段として有効な事例であると同時に、持続可能な交通インフラとして維持していかなければなりません。 これに対して県では、新たな仕組みづくり補助金により、共助交通に対する支援をいただいておりますが、上限年数が3年となっております。 つきましては、共助交通を持続可能な交通インフラとして維持するため、地域に対する持続的な支援をお願いします。	(交通政策課)	地域のまちづくり協議会等による共助交通(自家用有償旅客運送)は、空白地における地域の代替交通として重要であることから、従来より、新たな仕組みづくりの構築のための期間に加えて、本格運行に移行後も運行費支援を行っています。このたび、「コミュニティ・ドライブ・シェア(鳥取型ライド・シェア)」の導入を令和5年11月補正予算事業として県議会に提案したところであり、この中でも「住民共助型」もしくは「交通事業者等と住民ドライバーとの協働型」として、引き続き、共助交通の支援を行ってまいります。

番号	項目		県所管部課	回 答
12	地域公共交通の利用促進について	地域住民が安心して暮らし続けるためには、バス・鉄道・タクシー・自家用有償旅客運送等の地域公共交通の維持・確保が重要となります。特に自家用車を持たない高齢者や児童生徒にとっては、通院、通学をはじめとする日常生活において無くてはならないものです。こうした中、利用客の減少やドライバー不足から、バス路線をはじめとする地域公共交通の廃止・縮小が大きな問題となっており、どのようにすれば地域住民に利用してもらえるかが課題として挙げられます。町村においても身近なバス路線等の利用促進を図るため、地域住民に対する利用啓発を行っていますが、そもそも自家用車を運転できるうちは地域公共交通への関心も薄く、これまで路線バスにも列車にも乗ったことがない者もあるなど、地域公共交通に馴染みのない者も多く見受けられます。高齢になり免許を返納する段階になってから地域公共交通の利用を始めるのでは遅いと感じています。地域公共交通の維持・確保に関しては、補助金等による財政的な支援をいただいておりますが、誰もが地域公共交通を身近に感じ、安心して利用できる環境づくりを考えていくことが、人口減少、高齢化の進む本県において重要と考えます。つきましては、地域公共交通の利用促進に関し、県民全体で危機意識を共有し、地域公共交通を活用した暮らしのイメージや生活交通の重要性など利用環境の向上を意識していただくため、積極的な啓発活動に取り組んでいただくようお願いします。	本部 (交通政策課)	おり、企業のパーク&ライドや駅周辺の会議室利用を支援し、鉄道等での利用を促したり、SNS等を活用した利用促進キャンペーンを行っているところです。また、公共交通利用を促す啓発チラシも作成しました。引き続き、県としても沿線の市町村と連携して、県民の意識啓発や利用促進に取り組んでまいりますので、市町村においてもこうした啓発物を活用して地域住民や管内事業者等への働きかけに活用ください。
13	サイクルツーリズムの推進 について	県では鳥取うみなみロードのナショナルサイクルルート指定に向けた取り組みが本格化しているところであり、町村もこれに連携して、広域でサイクリング環境の整備を図っていく必要があります。 鳥取うみなみロードには、車道と分離されたサイクリングコースも含まれていますが、多くは車道混在の区間であり、不慣れなサイクリストや観光・レジャー層の誘客を考慮すると、鳥取うみなみロードより海側に位置するサブルートを整備することで、より地域活性化に繋がるものと考えます。 周遊ルートを整備してサイクリストの誘客を促し、地域活性化や経済効果を高めていくためには、サイクルツーリズムの環境整備を行っていくことが急務ですが、町村では財源確保が難しい状況にあります。 町村が設定する周遊ルートは町村道と県道にまたがるものも多いため、県道部分のみではなく関連する町村道や海岸の管理道などと一体として整備を進めることにより、その効果は高まるものと期待されますが、既存の社会資本整備交付金では充当率が低下しており十分な整備が見込めない状況です。つきましては、町村が設定したサイクリングルート及び町村所有地に設置するサイクリングコースについて、町村道の整備促進及びこれらの経路や距離に関する路面標示・案内看板等の設置や維持管理費用を含めた独自の財政的支援をお願いします。また、町村が設置する周遊コースに海岸管理道が含まれる場合には、走行環境の整備や使用にあたり支援をお願いいたします。加えて、自転車活用の推進に向けた取り組みを進めるうえで、自転車と公共機関との連携は重要であり、自転車をそのままの形で乗り入れ可能なサイクルトレインやサイクルバスの運行の必要性は極めて高いものと考えられますので、引き続き公共交通機関に対し、積極的な働きかけをお願いします。	本部 (観光戦略課)	本県へのサイクリストの誘客を促し、圏域周遊等による地域活性化につなげるためには、ナショナルサイクルルートの指定を目指している「鳥取うみなみロード」の整備に加えて、市町村や観光・商工団体等が行う域内を巡る周遊ルートの整備・設定が不可欠と考えます。 域内を巡る周遊ルートの整備に当たっては、国の「社会資本整備総合交付金」を活用いただくこととしています。 サイクルトレインについては、9月に山陰本線の米子〜鳥取間で、駅や列車内における安全性確保等の検証を行う実証を行いました。また、12月9日、10日には、大山町内の飲食店等を巡るサイクルトレインツアーを実施しました。引き続き関係機関と連携し、課題等を解決していきます。

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」、「公共サービス改革系統部間でいいて  「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」、「公共サービス改革系統計器を業務における民間事業者の活用に向けた取組を推進することとし、これを踏まえ、平成17年3月31日に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインクースを作成されました。しかしながら、ガイドライン作成後18年が経過しても、地方公共団体が受託する統計調査事務への民間事業者の活用はそれほど進んでいません。 一方で、毎年実施される統計調査については、事前に登録された登録調査員を中心に行っていますが、登録調査員の高齢化、新規登録希望者の不足により、年々調査員の確保が困難となっています。 特に近年は、訪問詐欺に対する懸念や、訪問そのものに対する住民や事業所等の協力・理解が得られにくくなっており、調査員になることを敬遠される方が増えています。 一きましては、各種統計調査事務について、調査票の配布方法及び回収方法を郵送またはインターネットのみとし、調査員や調査対象の負担軽減を図るとともに、調査員権保のために地方公務員による指導員及び調査員業務が事の要
作のさらなる緩和、調査員による実地調査及び地方公共団体の審査業務について、民間委託をより推進するよう、国に対して働きかけをお願いします。   自治体病院は、へき地医療、小児医療、救急医療といった不採算部門の維持により地域医療の提供を継続するために担う役割・責務は大変重要であります。こうした地域医療を支えるために交付税が措置されておりますが、中山間地域の医療機関に対して十分な算定額となっておりません。さらには、医師・看護師の働き方改革への対応や会計年度任用職員制度の実施により人件費が年々増加しています。   また、高齢社会に向け、地域包括ケアシステムを推進しており、中小自治体病院では、基盤整備及び人材確保などの投資を行ったうえで、他職種連携による施設医療と在宅医療さらには介護を提供することで地域包括ケアの推進に注力しています。   つきましては、交付税は病院事業の運営・経営に重要な役割を果たしていることから、現行の算定項目の継続と所要額の確保、更に地域包括医療ケアが評価される項目を反映した交付税措置が拡充されるよう国に対して働きかけをお願いします。   加えて、病院事業にかかる交付税には、電気・ガス・燃料等の物価高騰に応

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
16	米軍機等による低空飛行の 中止について	在日米軍の飛行訓練については、訓練時の飛行区域や高度などを定めた日米合同委員会合意事項の遵守や住民の平穏な生活を脅かすような飛行訓練が行われないよう、知事から防衛省及び外務省に対して要望していただいているところであり、中国地方知事会で共同アピールとして採択されている経過もあります。しかしながら、米軍機または米軍機と思われる低空飛行は昨年と比較して減ってきてはいるものの、地域の住民から不安の抗議が寄せられます。低空飛行ルートは、ドクターへリ、防災へりなどの飛行ルートが重なり、衝突やニアミスの危険性も懸念されるところでもあります。つきましては、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることがないよう要望していただくとともに、国の責務として騒音に関する実態調査の実施や騒音測定器の設置を要請いただきますようお願いします。	地域社会振興 部 (市町村課)	在日米軍の飛行訓練については、国の責任において騒音測定器を設置し、実態の把握に当たるとともに、訓練時の飛行区域や高度などを定めた日米合同委員会合意事項の遵守や住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置することなどを、本年7月6日に外務省及び防衛省に対して要望したところです。引き続き、米軍の機飛行訓練等に対して国の責任で必要な措置を講ずるよう、中国地方知事会等とも連携し、要望してまいりたいと考えています。
17	HMH2T24->11114->1196-1-	「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、7年目を迎えていますが、法律施行後も結婚や就職等での身元調査や土地の売買に係る土地差別、そして、インターネットによる差別書き込み等、悪質な差別事象が発生しています。特に、インターネット上での書き込みは深刻であり、全国にある同和地区を訪れ、写真を撮影し、インターネット上に掲載するサイトが、差別を助長、拡散しております。 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、部落差別の解消に向けて、その具体化が課題となっております。 つきましては、差別、人権侵害を禁止する法の整備は喫緊の課題であり、差別を行った場合の罰則法令の整備、「人権委員会」の設置及びインターネット上における差別書き込みの削除要請ついて、引き続き国への働きかけをお願いします。加えて、部落差別を解消するために必要な調査項目を検証・整理し、被差別部落の実態及び県民の意識の実態について、分析のできる実態調査を県が主体となり市町村と協力体制を取りながら実施いただきますようお願いします。	部 (人権・同和対 策課)	インターネットを利用した部落差別をはじめとする様々な人権侵害事案を解決するため、法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に確立するよう、今年度も4月及び7月に総務省及び法務省に対し要望を行いました。また、全国知事会を通じて同様の要望を行っており、引き続き国の動向を注視しながら要望を行っていきます。 部落差別を解消するための実態調査については、県としても隣保館を通じた調査や人権意識調査等を実施しているところです。今後も市町村と協力体制を取りながら実態把握に努めてまいります。
18	保護司の人材確保と保護司会の活動支援について	保護観察制度は、常勤の国家公務員である保護観察官と非常勤の国家公務員であり、給与が支給されない民間ボランティアである保護司が協働して実施されていますが、保護観察等の業務の多くは保護司によって担われています。 保護観察対象者の抱える問題が複雑・多様化しているほか、家族関係や地域のつながりの希薄化が進み、厳しい社会経済情勢などを背景に自立困難な対象者が増加する等、保護司の処遇活動は困難化しており、保護司の人材確保が難しくなっています。 更には、保護司の活動において実費弁償金の支給はありますが、それでは賄えない経費の自己負担が生じたり、更生保護協会の賛助会費を保護司が集金しているなど、過度な負担がかかっています。 つきましては、保護司会の実態を早急に調査し見直すとともに、保護司及び保護司会の活動を行うための財源を確保するよう、国に対して働きかけをお願いします。	(孤独・孤立対 策課)	政府の「第2次再犯防止推進計画」にも保護司制度の改革が盛り込まれていることから、保護司を巡る様々な課題については国も認識していると承知しています。国の再犯防止計画の策定を受け、令和5年5月に国において「持続可能な保護司制度確立に関する有識者検討会」での議論が始まっており、県としてはその議論の推移を見守り、必要に応じて対応を検討したいと考えています。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
	障害者支援事業所への通所 費助成に対する財政支援に ついて	県では、令和3年3月に障がい者プランの改定を行い、障がい者が「積極的に社会経済活動に参画」できることや「障がい者の自立及び社会参加」を掲げています。 それに対し、就労継続支援事業所等で就労をする障がい者に対し通所にかかる交通費を助成することにより、社会参加を支援している町村もあります。これは、送迎のない事業所への通所支援というだけでなく、送迎のある事業所であっても、立地条件等により送迎を利用出来ない利用者も少なくない町村においては、欠かすことの出来ない支援となっています。また、町村によっては公共交通の利用にかかる費用のみでなく、自家用車による通所に対しても助成を行っています。これは、就労において自家用車の必要性が高い鳥取県の事情を鑑み、自家用車の保有に係る負担を軽減し一般就労へのハードルを下げることで、県のプランに掲げられている「福祉施設から一般就労への移行」の促進も見据えたものです。 つきましては、現在、この費用は町村の独自財源で賄っておりますが、年々費用が増大し、財政負担が大きいため、県のプランに則った事業の趣旨と多くの市町村で実施されている事業という点を踏まえ、市町村への財政支援をお願いします。	(障がい福祉 課)	障がい者の支援事業所等への通所方法については、車の送迎のほか、御自身での運転、公共交通機関や自転車・徒歩など、個々の利用者・事業所の状況等に応じて様々であるところ、市町村において、それぞれの地域の実情等を踏まえ、独自の交通費助成制度を設けられているものと理解しています。市町村の御判断を尊重しつつ、国報酬制度の周知、市町村間の情報共有等の支援や必要な働きかけ等を行っていきます。
	び仕組みづくりについて	県内に強度行動障がい等のある人の入所施設受入れ先がないため、児童入所施設から成人入所施設への移行が困難な現状があり、家族や関係機関、町村が苦慮しています。 児童入所施設退所後について、県内外の障がい者入所施設に受け入れを打診しても、人材不足、施設面の整備を理由に断られ、退所後の受け皿がありません。また、一時的な仮住まいを整備するには、壁紙、突起物や電灯への破壊行為などを防止するため、大幅な改修が必要となるほか、24時間二人体制での重度訪問介護が必要となる場合があり、町村にとって大きな財政的負担となります。 国は、障がいのある方を入所施設から地域生活への移行を進める方針ですが、重度の強度行動障がいの場合は、その障がいの特性上、地域での生活に多くの困難が伴い、地域での生活が困難であると言わざるを得ません。つきましては、重度の強度行動障がい者の在宅での生活支援は、環境整備や経費負担等において容易なことではないため、確実に受入先施設を確保するとともに、施設が受け入れるための体制整備について、引き続き支援をお願いします。 また、強度行動障がい等重度の障がいのある人が、生まれ育った県内で成人後も生活が継続できるよう、児童入所施設卒業後の生活に向けた支援に力を入れていただきますようお願いします。 加えて、障がい者福祉施設では慢性的に人材が不足しているため、人材育成や人材確保するための予算措置をお願いします。	(障がい福祉 課)	強度行動障がい者への支援については、平成22年度から、受入施設における手厚い支援が可能となるよう、法定報酬とは別に、必要となる人件費に対する支援を市町村と協調して実施するとともに、令和2年度からは、在宅の強度行動障がい者に対して、強度行動障がい支援者養成研修の修了者を支援員として派遣し、関係する事業所や家族の協力のもと支援の方法や二次障がい抑制のための効果検証事業を県独自に実施しています。また、令和4年度からは、強度行動障がい者の受入に必要な施設整備や改良への助成の他、強度行動障がい者の在宅生活、地域生活を支える訪問系サービス提供事業者への支援、強度行動障がい者が障害福祉サービスの体験利用を行う際の環境適応のために必要な経費への助成など、ハード、ソフトの両面から強度行動障がい者の受入体制強化に取り組んでいるところです。さらに、令和5年度6月補正予算において、県内の強度行動障がい児者とその家族が安心、安定した生活を送ることができるよう、市町村と連携した支援体制を構築し、現在障害福祉サービスの安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者を主な対象として、支援ノウハウを持つ指導者のバックアップの下、支援事業者が課題行動の軽減のための環境調整や、よりよい支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく取組を進めていくこととしています。併せて、地域における中核的な人材を確保していくため、実践的で高度な支援方法等を学ぶための県独自研修の受講支援を行う予定としております。 児童入所施設からの移行については、県が移行調整の責任主体として、関係者(関係市町村、児童相談所、相談支援事業所・障害児入所施設等)と連携し情報共有を行うとともに、移行調整困難事例について必要な対応を協議しているところです。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
21	薬剤師の確保について	自治体病院は、薬剤師が不足しており、確保に向けて対応策を検討する必要があります。 つきましては、薬剤師の若年層については、給与面の高さから民間の調剤薬局を選択する傾向があるため、自治体病院が給与面の格差解消のために手当等を上乗せする場合に対する支援事業の創設をお願いします。	(医療・保険課)	薬剤師確保については、薬学部設置大学との就職支援協定に基づき連携した 取組、鳥取県薬剤師会と連携して高校生等向けの薬学部紹介セミナーなどの 種々の確保対策を実施するとともに、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制 度の周知を図っているところです。 また、医療介護総合確保基金を利用した奨学金返還助成を行う病院薬剤師確 保策を検討しており、若年層の薬剤師等に対し金銭的な援助となるような制度 としてまいります。
22	国民健康保険料(税)における子ども均等割の軽減について		(医療・保険課)	国民健康保険料(税)の子どもの均等割の軽減措置については、法改正により令和4年4月から未就学児に係る国民健康保険料(税)の均等割額の5割を減額する措置が実施されましたが、対象となる子どもの範囲は未就学児に限定され、その軽減額も5割とされているため、対象範囲の拡充及び軽減割合の拡大について県としても6月29日に国に対して要望したところです。今後もあらゆる機会を捉えて継続的に国に対して要望を行っていきます。
23	総合診療医の育成・確保対 策に係る費用負担について	高齢化、過疎化の進展とともに、複数の慢性疾患を抱える高齢者が増加し、身近な場所で健康づくりから在宅医療まで幅広い医療を担うかかりつけ医の重要性が増しています。また、中山間地域における自治体病院や診療所での医療人材の確保は困難を極めており、今後も医師の高齢化や働き方改革などにより、一層厳しい状況となることが予想されます。 このような状況の中、鳥取県では今年度「中山間地域を支える医療人材確保に向けた研究会」を設置され、中山間地域での医療人材確保の課題等の共有やその対策について協議が行われおり、医師確保の具体的な施策として、関係市町と連携した鳥取大学医学部「地域医療学講座」への体制強化に向けた支援が検討されています。 住民の医療ニーズに対応した地域医療体制を構築するためには、総合的な診療能力を有する総合診療医が果たす役割は大きく、施策の方向性については賛同するところです。 つきましては、将来的な人材の育成という直接的な効果が関係市町に見えにくい部分もあることから、費用負担については、県の負担でお願いします。		中山間地域の自治体立病院・診療所の需要が特に大きい総合診療医の育成・確保の強化に向けて、自治体立病院・診療所を設置している関係市町や大学と連携・調整しつつ、「地域医療学講座」の体制拡充を検討しているところです。将来の人材育成の観点も含め、賛意を示している市町もあることから、引き続き関係市町との丁寧な調整を進めていきます。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
24	特別医療費受給資格証のマ	国では、令和6年秋から健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへ一体化		現在、マイナンバーカードの利用の拡充については、国において進められて
				いるところであり、これらの動きを注視していくとともに、自立支援医療及び
	化について	療等の受給者証も、マイナンバーカードへの一体化が国において検討されてお	課)	特別医療におけるマイナンバーカードの利用について、その利便性及び必要性
		り、導入に向けた先行自治体の公募も始まっている状況です。		を踏まえ、必要に応じて国への要望について検討していきます。
		県におかれましては、令和6年度から18歳未満医療費無償化(特別医療)		
		を決定され、その準備に向けた市町村への助成制度(システム改修や受給資格		
		証の更新に係る経費補助率1/2)を、補正予算で設けていただいたところですが、地方単独事業である特別医療の受給資格証についても、マイナンバーカ		
		リガ、地が単独事業 くめる行列医療の支給負荷配についても、マイテンパーグ ードとの一体化をぜひ検討、推進していただきたいと思います。		
		また、自立支援医療等の受給者証が令和6年秋からマイナンバーカードと一		
		体となり、地方単独事業(特別医療)も同時に一体化が可能となれば、令和6		
		年3月に全市町村が行う受給資格証の再発行作業を見送り、マイナンバーカード		
		と一体化するまでの間は、医師会等との連携により既発行の受給資格証で読み替		
		える等の対応ができ、大幅な行政コストの削減が図ることができると考えます。		
		つきましては、特別医療費受給資格証とマイナンバーカードの一体化を早急		
		に進め、一体化後は、希望者のみ紙媒体発行という方針で実施していただき、		
		効率的な運用をしていただきますようお願いします。		
25	子育て応援市町村交付金の	子育て支援施策については、国の施策以外に、各町村で地域のニーズを反映		
	上限額の見直しについて	しながら独自に様々な施策を展開しているところです。		ながら、市町村がその地域の実情に応じた支援に取り組めるよう、制度の見直
		乳児用おむつ購入費助成事業やチャイルドシート購入費助成事業、ひとり親	課)	しを検討します。
		家庭入学支度金事業といった町村独自の子育て支援事業を実施するなど、財源		
		として県の子育て応援市町村交付金を活用しています。		
		しかしながら、この交付金は補助率1/2としながら、各事業や合計額に上		
		限が設けられているため、実際は1/2未満であり、事業が増えれば増えるほ		
		ど町村の財源を圧縮する形になっています。		
		つきましては、各市町村の経済的負担軽減を図り、更なる子育て支援事業を		
		実施できるよう、子育て応援市町村交付金の上限額の引き上げをお願いします。		
26	幼児教育・保育の無償化に	令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により子育て世代の	0.4	幼児教育・保育の完全無償化や副食費を無償化の対象とすることについて令
	よる副食質美質倒収化に伴う副食費相当額の助成支援		課)	和5年6月に国へ要望を行いました。引き続き国へ働きかけていくこととして おり、副食費の助成に係る県制度の創設は考えていません。
	について		1010	るり、町及貝の砂川気に所るが門皮の相談はなったくいよどん。
	(C)	子育て支援施策として、以前から県の補助制度を利用しながら独自に保育料の無償化及び軽減を実施してきた町村では、副食費の実費徴収化により負担増		
		となる世帯が生じるため、独自に副食費の助成を行っています。		
		つきましては、副食費も無償化の対象となるよう、引き続き国に対して働き		
		かけをお願いします。		
		加えて、副食費が無償化されるまでの暫定的な措置として、これまで保育料		
		の無償化及び軽減の対象としてきた世帯に係る副食費の実費徴収部分は、新た		
		な県の助成制度を設け、町村に対する支援をお願いします。		

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
番号 27	項目保育人材の確保について	要望内容 全国的に保育を取り巻く現状は、慢性的な保育士不足の状態にあり、その解消が極めて重要な課題です。 子どもたちを安全に保育するためには、十分な職員配置が必要です。財政的なこともあり、非常勤職員やパートを多用しなければ、現実の運営は成り立たないのも現状であり、近年、多くの自治体で保育士確保が困難となっています。保育分野における人材不足の原因として、潜在保育士の就業希望が低いことがあげられますが、賃金面や業務の責任と負担に見合った処遇が保証されていないことも定着を困難としている要因であると考えられます。また、十分な人数の保育士等が確保できないことで、実際に勤務する保育士や保育教諭の負担が増大するなど、保育士等の人材不足が悪循環となって労働環境の改善が進んでいないことも離職を誘発する要因にもなっています。	子ども家庭部 (子育て王国 課)	回答  保育人材の確保と定着は重要な課題であるとして、さらなる処遇改善と配置 基準の見直し等について令和5年6月に国へ要望を行っており、今般の国の経済対策において、保育施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた公定価格の引上げにより処遇改善が行われることとなりました。 県においても、保育人材の確保に向けて、鳥取県保育士・保育所支援センターと連携して中高生や潜在保育士のお仕事体験事業や、潜在保育士向け就職相談・マッチング支援等に取り組んでいるところですが、一層の取組を進めていきます。  障がい児に係る保育士等の加配に係る単県事業については、補助対象とする児童及び職員の拡大や補助基準額の引上げを行ってきているところであり、引
28	人口減少地域における保育 公定価格の基本単価の抜本 的な見直しについて	つきましては、新たに保育士を目指す方や、潜在保育士に対する専門的な就業支援を引き続きお願いするとともに、質の高い保育が提供できるよう、保育士の養成や処遇改善の充実など、一層の人材確保対策に向けた取り組みについて国に対して働きかけをお願いします。 加えて、支援の必要なこどもが多くなってきていることから、受け入れするために配置する加配保育士に係る経費について積極的な支援をお願いします。	子ども家庭部 (子育て王国	き続き本県の保育サービスの充実に向けて支援を継続していくこととしています。 全国知事会や中国地方知事会と連携し、人口減少地域において持続可能な保
		されるなど、考慮された仕組みになっていると思いますが、公費負担の計算の基本は、基本単価に乗じる園児数となっているのが現行制度です。 近年の急激な少子化の進行による園児数の減少は、民営保育所にとっての公費負担収入の減少に直結し、園運営が大変厳しい状況になってきています。 人口減少地域における保育所の人員配置については、特に3歳以上児において、保育士1人が受け持つ児童数が基準を大きく下回る状況が常態化しており、事業所努力にも限界があり、公定価格による収入のみでは安定経営が望めない状況にあります。この傾向は今後も継続することが想定されますが、小規模園では、すでに国配置基準の最小単位となっていることから、これ以上保育士の数を減らすことはできません。 つきましては、国が進めようとしている「こどもまんなか社会」の実現に向け、人口減少地域においても、安心して子育てができ、また、小規模な民営保育所の将来にわたる安定した経営の継続のため、子どもの数の実情を考慮した公定価格の研究、見直しを実施されるよう、国に対して働きかけをお願いします。		要望を行っており、今般の国の経済対策において、保育施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた公定価格の引上げにより処遇改善が行われることとなりました。 引き続き、公定価格の見直しや充実について国に要望していきます。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
29		県は身体障害者手帳対象外の18歳未満の難聴児に対して補聴器の購入等の助成を行う「鳥取県身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業」を実施していますが、補聴器本体の購入には助成があるものの、電池や乾燥剤という周辺分野に関しては助成が無く、経済的な負担が大きくなっています。  また、身体障害者手帳対象外の難聴児が満18歳を超えた場合、対象となる公的補助が無く、経済的負担が増大し補聴器の購入にかかる負担が大きい状況があります。特に低所得者層においては家計に与える影響が大きいことは明らかであり、大学進学や就職にあたり障壁となることが想定されます。この状況について、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会外4団体は連名で県内市町村に対して公的補助の拡充及び創設を要望していますが、市町村単独での実施は財源確保が課題となり難しいのが現状です。  つきましては、「鳥取県身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業」の対象品目の拡充と、低所得者層を対象とした障害者手帳対象外の者に対する補聴器購入等への助成の創設をお願いします。	(子ども発達支援課) 福祉保健部 (障がい福祉 課)	ていることから、今後も対象の拡充について国の動向を注視していきます。 なお 当事者団体 市町村の要望を受け 会和5年度から助成対象として市
30	外国語指導助手(ALT)の財政支援について	日本の子どもたちにとって、外国語、特に英語の学力向上は、グローバル化の進み続ける社会情勢の中で大変意義あることです。 本界においては教育委員会の定めた「令和5年度アクションプラン」において、子どもたちが英語のコミュニケーション活動を体験できる機会の拡充等を重点施策と位置づけるなど、社会の変革期に対応できる教育の推進を重視されています。 多くの町村において公立学校へALTを配置し、児童生徒が生きた外国語に触れる機会を確保しているところです。また、子どもたちとネイティブスピーカーのふれあいなどの具体的な取り組みが今まで以上に進みつつあります。 国では、外国語青年招致事業の中でALT活用のメリットを紹介し、プログラムコーディネーターによる連絡調整や交付税措置による支援を実施されているところですが、この事業以外で地方自治体の教育委員会が独自に配置しているALTについては交付税措置を含めた支援等が十分には受けられない状況です。 つきましては、県内の児童生徒の豊かな学びの確保のため、各町村が行うALTの学校配置について、財政支援をお願いします。	(高等学校課)	民間委託による外国語指導助手(ALT)の配置に対する財政措置について、令和5年7月に国に対し要望を行っています。     なお、国が進めるJETプログラムによるALTは、地方財政措置もあり、ALTの来日前後における研修や指導力等向上の研修を必須として、ALTの質の確保及び向上が図られており、JETプログラムによるALTの任用に係る経費についても財政措置の充実を図るよう、併せて国に要望していますので、JETプログラムのさらなる活用について御検討いただきますようお願いします。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
31	教員不足の解消について	今年4月に全国公立学校教頭会が行った調査によると、小学校で約21%、中学校で約25%が始業日時点で欠員が生じています。鳥取県においても、今後10年間で約4割の教員の退職が見込まれる一方で、教員採用試験の志願者は長期的に減少傾向にあり、人材確保に向けて教員採用試験の関西会場の設置や年齢制限の撤廃、試験項目や内容の見直しなどが行われていますが、欠員のままでの運営を余儀なくされている学校もあります。教員不足が全国的な課題である中、本県においては「新鳥取県学校業務カイゼンブラン」により学校事務業務の見直し・削減や多様な人材の活用配置を図るなど、教職員の働き方改革に取り組んでいるところです。しかし、学校現場において、育児休業や産前産後休暇の代替で非常勤講師が配置された場合には、学級担任教員の不足により学校内での教職員全体への負担が増加し、その結果児童・生徒へのきめ細かな指導が行えなくなった時には、学校経営や基礎学力習得への重大な影響が懸念されます。つきましては、児童生徒の学力維持・向上のためにも代替教員については、常勤講師を配置いただき、新任・再任用者への給与待遇の改善、再任用者における部活動対応への配慮など職場の魅力アップ、PR活動など新任・再任用志願者増加につながる取り組みをお願いします。また、教員の離職を防ぎ、教員採用試験の志願者を増やすため、賃金や労働条件等の処遇改善、業務の負担感軽減及び各校への教員業務支援員の配置をお願いします。加えて、奨学金返還助成制度の対象職種に教員を追加いただきますようお願	教育委員会 (教育人材開発	あらゆる企業が人材不足の中、年度中途の人材確保は相当困難な状況下であ
32	医療的ケア児の就学に対する支援について	いします。 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族への支援等、日常生活及び社会生活を社会全体で支える理念が明確に示され、今まで以上に人材の確保と医療的ケア児とその家族を支援する仕組みづくりの構築が必要となっています。しかしながら、町村立学校等で医療的ケア児を受け入れるにあたっては、町村単独で医療行為の可能な看護師等の人材を確保することは困難な状況が続いており、大きな課題となっています。また、上記の法の施行等により今後も町村立学校における医療的ケア児の受け入れが増加することも予想されます。つきましては、看護師確保が困難な状況が続いていること、看護師等の配置に係る財政措置について未だ拡充されていないことを鑑み、医療的ケア児の受け入れに係る町村の人的、経済的負担軽減を図り、医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実を図るため、看護師等の人材を確保する仕組みの創設と看護師に対する補助率の嵩上げ、児童生徒支援員等の補助対象経費への算入など町村の財政負担軽減へ向けた予算確保のため、引き続き国に対して働きかけをお願いします。  併せて、医療的ケア児を受け入れるための町村立学校等の施設整備費・改修費及び物品等の購入に係る経費については、国庫補助事業(障害児対策の補助事業等)の補助対象が限定的なことから、補助対象の拡充を図っていただくとともに、小規模な施設・設備の改修や備品整備等に対する補助制度の創設について、引き続きの要望をお願いします。	(教育人材開発	

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
33	給食費の無償化について	食材が高騰しており、歯止めがかからない状態が続く中で、町村によっては 給食費を無償化あるいは補助をしております。義務教育費は無償ではあります が、給食費については学校給食法で保護者負担が定められているため、生活保 護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を通じた低所得 者層への支援はあるものの、全員の無償化にはなっておらず、設置自治体に任 されているのが現状です。 子どもを育てることは、未来の日本を支える人材を育てることであり、社会 全体で支えていく必要があります。なかでも「食」は重要であり、将来にわた り健康であり続けるための礎のひとつとなります。少子化対策が叫ばれている 今、加速化する少子化に歯止めをかけるためにも、義務教育無償の趣旨を踏ま え、子どもの成長を社会全体で支える施策のひとつとして、子どもたちの安心 で充実した食の環境を整える取り組みを進めるためにも、学校給食費の無償化 が必要と考えます。 つきましては、学校における食育の生きた教材である学校給食の全員全額無 償化の本格実施について、国への働きかけをお願いします。	教育委員会(体育保健課)	物価高騰による学校給食費の値上げによる保護者の経済的負担を軽減するため、全国一律の包括的な学校給食の負担軽減の仕組みづくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財政措置を行うよう本年7月に国へ要望しており、今後も引き続き国に対して働きかけていきます。
34	農林水産業の物価高騰対策について	エネルギー・資材費価格などの物価高騰が長期化している中で、農林水産業関係者への影響が引き続いているところです。 国や県では肥料価格高騰対策支援を実施いただいており、補助要件の取組メニューは多くありますが、それを行うことによる品質低下の懸念や、小規模事業者が活用できるメニューが少なく、有効的な支援となっていない状況です。今後も、燃料・資材費、肥料代など物価が高止まりすれば、高齢化や担い手不足で悩む中山間地域の農地において、経営維持もままならない状態となることが懸念されるところです。 つきましては、物価高騰に直面する小規模農業者への経営に及ぼす影響を最小限にとどめるため、電気や燃料など国の直接支援による価格低減措置をおこなっていただくよう国に対して働きかけをお願いするとともに、安心して営農を継続できるよう環境整備と支援をお願いします。	課)	燃油や電力、肥料・飼料、その他生産資材等の価格高騰が続き、農家等の経営に大きな影響を及ぼしていることから、6月及び11月に、価格高騰対策や飼料等の国産化に向けた支援を行うことについて、国への要望を重ねて行いました。 県としても、農林水産業者の省エネ化の取組や物価高騰による負担増に対する支援を11月議会に提案し、12月4日に可決されました。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
35	水田活用の直接支払交付金 の見直しについて	水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について、令和4年秋にルールが改正され、5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象外とされました。野菜等高収益作物やそばなど、水田での畑作物の産地化に取り組んでいる生産者の間では「現実には無理」「転作を奨励していたのに転換するのか」等、不安の声が広がっています。 畑地化を推進するにしても、担い手農家等に集積または作業委託されている水田の畑地化については、担い手だけでなく水田所有者の同意を得る必要があるなど、スムーズな畑地化への移行にも課題が多い現状があります。 生産者から、町村及び農業再生協議会へ質問や意見がありますが、制度として未確定な部分も多く、説明に苦慮しています。 つきましては、生産者への迅速な情報提供・丁寧な説明について国に対して働きかけをお願いします。 また、「がんばる地域プラン事業」により特産野菜の振興や、地元産畜産堆肥を活用した循環型農業の推進などに取り組み、成果が上がってきており、農業の振興、元気あふれる農村づくりの更なる推進を図っていくため、当プラン終	(生産振興課、 農林水産政策 課)	県は、11月14日に「水田活用の直接支払交付金」の十分な予算確保と併せ、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田の見直しについては、制度の見直しも含め生産者に不利益が生じないよう、生産現場の取組状況の検証結果に対する対応策を検討するとともに、交付金の見直しの詳細な運用を示し、生産者等への丁寧な説明を行うことについて、国に要望を行ったところです。「がんばる地域プラン事業」活用後の支援については、産地全体でさらなるステップアップを目指すため、新たなプラン作成の上再度、「がんばる地域プラン事業」を活用いただくことも可能であるほか、個別農家の創意工夫を活かした取組を支援する「がんばる農家プラン事業」も活用できますので、これらにより地域農業の振興を図っていただきたいと考えています。
36	有害鳥獣の被害対策について	了後の新たな補助制度の創設等、きめ細やかな支援をお願いします。 県の調査では、現在のニホンジカの捕獲数を続けても将来予測では増加傾向 との結果が出ています。しかし、今後、高齢化等による狩猟者の減少に伴う捕 獲数の減少を懸念しており、鳥獣被害の拡大が危惧されます。 また、畜産業においては、野生イノシシの豚熱感染の影響を受け、防疫の危 機意識や対策強化が求められる中、今まで以上に対策経費の増加が懸念されます。 つきましては、捕獲奨励金も含めた「鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金 (県費)」につきまして捕獲数及び侵入防止柵整備要望に見合った予算の確保及 び配分を引き続きお願いいたします。 加えて、今年、野生イノシシから豚熱の陽性が確認され、感染が拡大してい るため、豚熱についても引き続き重点的な対策をお願いします。	(鳥獣対策セン ター、家畜防疫	捕獲奨励金や侵入防止柵設置等の鳥獣被害対策に係る予算の確保及び配分については、令和6年度当初予算において検討します。 野生いのししでの豚熱ウイルスの浸潤状況確認検査については引き続き実施予定です。 また、野生いのししにおける豚熱の感染拡大防止及び環境中のウイルス濃度低減を図り、養豚場への豚熱感染リスクを低減させるため、野生いのししへの経口ワクチン散布を引き続き実施予定ですので、御協力をお願いします。
37			(農地・水保全	令和6年度以降の新規地区の団体営事業に係る県補助要件については、これまで市町村と意見交換を行い、現行補助率を確保する要件として、地元負担軽減を前提に、将来に渡る営農の継続が行われる地域や、畑地化及び高収益作物転換等により鳥取県農業生産1千億円達成プランに資する地域であることなど、引き続きの支援策を検討しているところです。 なお、各市町村におかれましても、地元負担軽減に資する取組について、御理解・御協力をお願いします。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回答
38	性判別精液購入補助事業の復活について	X 1 1 1	農林水産部 (畜産振興課)	関内での性判別精液の普及推進のため、県では平成28、29年度に補助事業を実施し、その後も国事業等を活用して県内酪農家における性判別精液は確実に普及・定着しています。優秀な乳用後継牛の確保のための取組を国は別途用意しており、性判別精液活用のための事業を復活する働きかけは考えていません。
		性判別精液は通常の精液に比べ高価であるため、補助無しでは利用し続けることが難しくなります。また、性判別精液を計画的に購入できなければ、生まれてくる雌子牛の頭数が判断できず、後継牛の安定的な確保が難しくなるとともに、安価な精液からできた乳牛は能力に期待が出来ず、安定した経営が困難になります。 つきましては、性判別精液購入補助事業の復活について、国に対して働きかけをお願いします。		
39	地域の実情に応じた森林整備への支援について	木材生産・利用の促進と環境保全等の調和がとれた多様で健全な森林づくりを実現するため、県は令和3年3月に「とっとり森林・林業振興ビジョン」を作成し、県民の財産である森林を未来に繋いでいくため、森林・林業の更なる活性化を図ることが示されました。このビジョンの中で、素材生産量、新規就業者数などの目標が設定され、「多様で健全な森林づくり」を目指すこととされています。 戦後に国策として進められた拡大造林施策により植栽されたスギ・ヒノキ等の人工林が伐期を迎え、県の林業関連の重点施策は森林の若返りを主眼とする「皆伐再造林」にシフトしつつあります。これを地域に導入するに当たり、更新(早生樹の導入、広葉樹を含めた多様な森づくり等)や獣害対策などについて、地域ごとの課題として考えていくことが極めて重要であるとともに、必ずしも皆伐再造林に適した森林ばかりではありません。つきましては、県の林業施策が「皆伐再造林」への施策誘導に偏らないよう、地域の実情を考慮した支援施策の充実をお願いします。	(林政企画課)	県としても、「とっとり森林・林業振興ビジョン」に掲げる木材生産・利用の促進と環境保全等の調和がとれた「多様で健全な森林づくり」を実現に向け、皆伐再造林を推進するとともに、計画的な間伐等の森林整備や林業に適さない人工林(環境林)における広葉樹林化等を進め、公益的機能の維持を図っていくことが重要と認識しています。間伐など皆伐再造林以外の施業についても造林事業等で広く支援していけるよう、これら予算の確保について、令和6年度当初予算において検討します。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
40	森林整備等の推進について		農林水産部 (県産材・林産 振興課)	「間伐材搬出等事業」の補助単価については、毎年、素材生産費調査の結果
41		令和5年5月に国が出した「森林環境税の賦課徴収に係るQ&A集」では、森林環境税は、市町村が個人住民税とともに賦課徴収し、その全額を森林環境譲与税として、都道府県・市町村に譲与されることから、徴収取扱費については交付しないとされています。  一方で、森林環境譲与税の使途は、法第34条において、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とされているため、森林環境税の導入に伴うシステム改修費用に充てることはできないとされております。  つきましては、徴収取扱費に係る財政措置がないため、財政措置いただくよう国に対して働きかけをお願いします。	(税務課)	森林環境税は国税として個人住民税に併せて賦課徴収され国へ払い込まれますが、その全額が森林環境譲与税として国から市町村等へ譲与されることから、森林環境税に係る徴収取扱費については交付しないこととされているところです。同様の仕組による特別法人事業税についても、同様の理由から国から都道府県に徴収取扱費の交付はされていないところであり、御理解をお願いいたします。 なお、当税に係る税務システムの改修経費については、令和5年度普通交付税で措置されているところです。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
42	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業	~ 1 P	農林水産部(漁業調整課)	本年4月12日に日韓暫定水域内での漁業秩序の確立について、国に対し要望しています。また、日本海中西部府県と連携し、日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立や日韓暫定水域の影響を受けている漁業者に対する支援について、12月22日に国に対し意見書を提出することとしています。 今後も日韓両国政府の責任により、積極的に両国間協議を進展させ、漁業秩序を早急に確立すること及び、我が国排他的経済水域における違法操業を行う外国漁船の取締りの強化並びに新日韓漁業協定関連の漁業振興対策事業の継続実施について、引き続き国に要望していきます。
43		近年、全国各地で豪雨災害が頻発し、甚大な被害が生じていますが、以前発生した災害箇所のすぐ隣で発生することもあり、当初の災害発生時に復旧範囲を拡大することで防ぐことができるものもあります。 災害復旧事業は、国からの高率の財政支援もあり、迅速で確実な復旧を行うことにより住民生活への影響を最小限とすることができるものです。しかしながら、災害復旧工事は原形復旧が原則となっており、近傍の類似箇所における予防的な改修については、災害関連事業として補助制度は設けられているものの、災害復旧事業より補助率は低率であり、災害復旧事業と併せて行う残存施設の補強についても同様の措置となっており、災害関連事業等の改良復旧を行う際の支障となっています。 つきましては、頻発する災害に対応し、国土強靭化、防災・減災の取り組みをより強固なものとするため、災害復旧事業と併せて行う残存施設の補強や予防的な措置に対する制度の見直しと財政支援について、国に対して働きかけをお願いします。	(技術企画課)	災害復旧事業については、令和5年10月16日の中国地方知事会において国庫補助の手厚い配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分など国において中長期的な財政支援を行うとともに、再度災害防止を目的とした改良復旧を推進するために、被災規模の縮小や改良費の割合引上げ等の要件緩和を行うよう共同アピールがなされました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回答
44	中国横断自動車道岡山米子		県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	令和2年度に開催された中海・宍道湖圏域道路整備勉強会や、令和3年度に開催された地元懇談会で、地元が考える将来像を実現させるためには米子・境港間の高規格道路の早期整備が必要と整理されました。また、本年5月の中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC〜境港間)整備促進期成同盟会(以下、期成同盟会)総会において県との連携強化を表明され、その取組の一つとして効果検証実施の要望を県へ提出されました。これを受け、県では国や関係自治体と連携して地域・道路の課題や効果を整理し高規格道路の必要性を検証します。 さらに、11月13日には期成同盟会と協力し、東京で決起大会を実施しました。今後も早期の凍結解除、さらには事業化を国に働きかけていきます。
45	山陰道4車線化の早期整備と米子道から山陰道上り方面への接続について	1777 3 74121 1 377 1 277 1 272 1 27 1 27 1 27 1 2	道路建設課)	県内高規格道路の供用率は約8割となり、ミッシングリンク解消に向けて山陰道(北条道路)の整備促進と米子・境港間の高規格道路の早期事業化を要望しています。 また、県内山陰道と鳥取道は全線暫定2車線で供用されていますが、事故が発生すればたちまち通行止めが発生し、県民生活に多大な影響を与えており、高規格道路が本来有すべき安全性を向上されるためにも暫定2車線の早期解消は必要と考えています。 これらと併せて、山陰道(米子道路)で事業中の付加車線の早期供用を含め暫定2車線の早期解消について、4月27日、6月27日及び11月14日に国に対し要望を行いました。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回答
	山陰道「北条道路」の建設促進について	<u> </u>	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	平成 29 年度に事業化された北条道路は、令和8年度の開通見込みが国から公表され、高架橋工事、改良工事等が本格化しており、引き続き整備促進を国に要望していきます。 また、山陰道(北条道路)の大栄IC(仮称)及びはわいICへのアクセス道路については、県事業として令和元年度に事業化したところであり、整備促進に努めていきます。 北条道路の整備促進については、4月27日、6月27日及び11月14日に国に対し要望を行いました。
47	国道313号地域高規格道路「北条湯原道路」の整備促進について	「北条湯原道路」は、山陰道と米子道を結び、県中部生活圏と岡山県真庭地方生活圏を相互に連絡し、地域の活性化に大きく寄与する基幹道路として順次、整備が進められています。 しかしながら、現段階では一部の供用に留まっており、走行性の高い安全な道が確保されておらず、道路ネットワークとして機能していないため、防災・安全対策の面で緊急輸送路、患者の広域搬送に寄与するものとしての役割が十分果たされていない状況にあります。 つきましては、「北条湯原道路」は、高速道路を補完し山陰道と接続して高速幹線道路ネットワークを構築する最重要路線であるため、倉吉西IC〜倉吉南IC間(3.8km)について、令和7年3月開通に向けて、着実な事業推進をお願いします。また、倉吉大鳥居〜倉吉南IC間(4km)についても早期整備いただくとともに、調査区間(約3km)の早期事業化をお願いします。加えて、結節点となる北条JCTと山陰道との一体的な整備促進をするとともに、高規格幹線道路を構成する重要な施設と位置づけされるアクセス道については、除雪作業等による交通確保対策の上からも、県において整備・管理をお願いします。	(道路企画課、 道路建設課)	(1) 倉吉道路の残区間 (L=約1km) 及び倉吉関金道路 (L=約7km) の整備促進並びに調査区間 (L=約3km) の早期事業化について倉吉道路及び倉吉関金道路 (倉吉南IC〜倉吉西IC間) については、令和7年3月の開通予定を公表したところであり、整備促進に努めます。また、倉吉関金道路 (関金町大鳥居〜倉吉南IC間) については、令和5年度から道路詳細設計に着手したところであり、設計調査の促進に努めます。調査区間の事業化については、道路整備の進捗状況や交通状況等を踏まえて、今後検討していきます。 (2) 結節点となる北条JCT (仮称)と山陰道との一体的な整備促進について北条JCT (仮称) は、平成29年度より「北条倉吉道路 (延伸)」として事業化し、山陰道 (北条道路) の事業主体である国と連携を図りながら事業を進めているところです。令和8年度の開通予定が公表された北条道路との同時開通を目指して整備促進に努めます。 (3) アクセス道路の整備及び管理についてアクセス道路の整備及び管理は、当該道路の管理者が主体となって検討を行うことが基本と考えていますが、高規格道路の管理者である県とアクセス道路の管理者で協議を行います。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
番号 48	地域高規格道路「江府三次	要 望 内 容 一般国道183号は、鳥取県日野郡と広島県備北地域の交流・連携を図るための主要路線であり、大規模災害時には防災拠点である三次・米子エリアを連絡する第1次緊急輸送道路にも指定されているなど、両地域において重要な路線であります。 しかしながら、鳥取・広島両県の県境部は、その急峻な地形から線形不良区間が連続し、大型車の離合困難箇所が多く、スリップ事故や衝突事故の多発、道路法面の崩落による交通遮断の発生、異常気象時の通行規制などにより、交通の難所となっております。また、災害発生により通行止めとなった場合、代替路線もありません。 つきましては、都市との地域間交流による一体的な発展を目指すうえで、「江府三次道路」の全線開通による効果に大きな期待が寄せられていることから、江府道路及び鍵掛峠道路の早期供用開始に向けて、着実な整備促進と必要な予算の確保をお願いします。 加えて、調査区間である江府町武庫から日野町下菅間(約9km)は、道路線形が悪く、豪雨時には道路冠水も発生することから、未整備のままでは江府三次道路の整備効果も十分に発揮されないため、早期に同区間を整備区間に、他の県内未指定区間(18km)を調査区間に格上げし、事業化を図っていた	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	回答 (1) 江府道路の整備促進 江府道路については、令和3年度から久連トンネル工事を進めているところであり、令和一桁後半の供用を目指して引き続き整備促進に努めます。 (2) 直轄権限代行により事業着手されている区間の整備促進令和7年度開通見込みが公表されている鍵掛峠道路については、現在、県境トンネルの掘削工事を進められており、県としても残土処分地の確保など、引き続き必要な協力を行っていきます。 (3) 計画路線の区間指定について調査区間である江府町武庫から日野町下菅間(約9km)については、令和5年度から道路の概略設計に着手したところであり、早期事業化に向けて設計調査の促進に努めます。また、未指定区間の調査区間への指定については、道路整備の進捗状況や交通状況等を踏まえて今後検討していきます。
49	社会資本整備総合交付金等の総額拡大について	だきますようお願いします。 高度経済成長期にインフラ整備を集中的に実施し50年経過した今、施設の老朽化が重要な課題となっています。 近年、激甚化、頻発化する豪雨などの自然災害、また長期化する新型コロナウイルス感染症は、国民の生活に大きな影響を与えており、更なる国土強靱化や地方創生の実現、そして安全で安心な住民生活を確保するには、高規格道路やバイパスなどの道路整備はもとより、人流・物流の活性化のための道路ネットワーク構築の促進など、取り組むべき課題は山積みの状況です。 つきましては、地域の活性化を図りながら安全・安心を確保した道路整備の促進と継続して老朽化対策が実施できるよう、社会資本整備総合交付金等の総額を拡大したうえで、地方に重点配分するよう国に対して働きかけをお願いします。	(県土総務課)	社会基盤総合交付金については、防災・減災・国土強靱化や、地方創生の取組を支える道路ネットワークなどの社会基盤整備を確実に実施していくため、必要な予算を確保した上で、地方へ重点的に配分するよう令和5年11月14日に国へ要望したところです。 今後も引き続き、国に対して要望を行っていきます。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
50	海岸侵食対策について	海岸の侵食対策については、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づき、堆積砂の侵食箇所への養浜、沿岸における土砂の流れを回復するサンドバイパス、サンドリサイクル、海岸状態の監視、地元関係者や専門家の意見を聞きながら漂砂の解明を行うなど海岸保全に取り組んでいただいております。 しかしながら、爆弾低気圧の通過や冬期の波浪などに起因して、浜崖の発達や砂浜・保安林の消失、河川及び用水路の流末閉塞のほか、漁港では砂が堆積し航路や停泊地が埋没するなど漁業にも支障をきたしております。更には、地球温暖化の影響による海面上昇等により海岸線が家屋に迫りつつある事例があり、年々これらの問題は深刻になっています。 県では海岸の状態を監視し地元関係者や専門家の意見を聴きながら漂砂の解明と対策を実施されていますが、その効果検証が明らかになっていません。つきましては、引き続き、人エリーフの機能向上やサンドリサイクル等に取り組んでいただきますとともに、土砂管理連絡調整会議等において検討した侵食原因や効果検証等を踏まえ、豊かで潤いのある海岸環境が恒久的に保全されるような対策を早期に実現していただきますようお願いします。加えて、国とも連携して河口閉塞の堆砂を養浜が必要な場所へ有効活用するなど、効果的な対策をお願いします。	県土整備部 (河川課、港湾 課)	海岸侵食対策については、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に
51		海岸漂着ごみについては、地域住民が、代々引き継ぐ郷土愛に根差した主体的な活動として持続的に取り組み、白砂青松の海岸保護に寄与しています。最近では海洋ごみの漁業資源に対する悪影響の解消、海洋プラスチックごみ対策の側面への取り組みとして、重要性を再認識しているところです。近年の実態として大型発泡スチロール浮き等の漁具が極めて多く、年々増加している状況です。また、文字表記を確認できる場合には日本語ではなく、外国語表記が大半を占める現状にあり、水産庁違法操業取締り活動の様子から、これらは海外由来・違法操業漁具と考えられます。その他、大雨の際、河川から海へ流れ出て海岸に漂着するごみも多くあります。 廃棄物対策では原則、原因者追求・原因者負担の対応となりますが、違法漁具漂着等に対して原因者ではない無関係な地域住民が、現場処理に当たらざるを得ない現状に対して、行政として解決に取り組むべき課題です。しかしながら、市町村の立場では排出抑制など原因者に求める対応が困難で、広域的な取り組みを必要としています。 つきましては、県におかれては、県費も加えて国費による海岸漂着物処理委託事業として実施いただいておりますが、財源措置等の継続的な取り組みをお願いいたします。 併せて、海外由来、違法操業の漁具などに対して、効果的な施策を実施するよう国に対して働きかけをお願いします。	(漁業調整課) 県土整備部 (河川課、港湾 課)	我が国排他的経済水域内での海底清掃による違法漁具の回収作業は、これまでも行われてきているところです。同水域内での水産資源の保護および漁業秩序を図るため、外国漁船の違法操業の取り締まりの継続及び根絶のための抜本的な対策を行うよう、本年4月12日に国へ要望を行いました。引き続き要望していきます。 また、財源措置については、国の補助制度を活用しながら、海岸漂着物が適切に処理されるよう、沿岸各市町村と連携を図りながら、その取組や負担実績に応じて、効果的かつ適切な配分となるよう検討していきます。

番号	項目	要 望 内 容	県所管部課	回 答
52	河川の適正な管理について	近年、全国各地で豪雨災害が頻発しており、令和3年7月には、本県におい		河床掘削や河川伐開については、土砂の異常堆積又は樹木繁茂による河川の
		ても公共土木施設や農地・農業用施設等に甚大な被害をもたらしました。	(河川課)	氾濫リスクが高い箇所(要対策箇所)を把握したうえで、「防災・減災、国土
		   中山間地をはじめとした河川の上流部では、高齢化や過疎化により地区住民		強靱化のための5か年加速化対策(交付金)」及び「緊急浚渫推進事業債」等
		による河川区域内の草刈り等の実施が困難な状況になり、放置されている箇所		を活用しながら要対策箇所に順次対策を実施してきています。
		が増えています。また、河川内の堆積土砂や樹木が流水を阻害し、河川の溢水		要対策箇所は、「鳥取県河川維持管理計画マスタープラン」で定められた河
		や破堤の危険性を高めるため、地域住民から不安の声もあがっています。		川の区分に応じ実施する定期的な巡視や測量、更に、大規模な出水後等の点検
		このような状況の中、流域治水対策が盛り込まれた「防災・減災、国土強靱化		結果も踏まえ、適宜見直しを行っており、これまでに把握した668箇所のうち
		のための5か年加速化対策」が令和3年度から進められており、気候変動を踏		648 箇所 (約97%) に着手しています。
		まえた「流域治水関連法」が令和3年5月に公布されたことも踏まえ、今後も		残る要対策箇所を含め、適宜現地を点検して要対策箇所の見直しを行いなが
		事前防災の観点から河川の掘削・伐開を引き続き継続していく必要があります。		ら、引き続き現在の予算措置を活用し、対策に取り組んでいきます。
		つきましては、5か年加速化対策による河川維持管理費等の予算を確保して		河口閉塞対策については、必要に応じて河口浚渫を実施しており、その浚渫
		いただき、流水阻害率(3割)に囚われることなく、早期に河床掘削や伐開な		土は隣接する海岸にサンドリサイクルしています。引き続き河川パトロールな
		ど適切な維持管理を実施していただきますようお願いします。		ど現地状況を確認しながら適切な管理に努めていきます。
		加えて、河口閉塞による内水湛水や洪水時の水位上昇に伴う氾濫等を防止す		河川護岸の強化・整備については、令和5年台風第7号災害において機能強
		るため、河口閉塞対策を適宜実施していただくとともに、河川護岸の強化・整		化の重要性を再認識したところであり、引き続き「防災・減災、国土強靱化の
		備をお願いします。		ための5か年加速化対策」等を活用し、優先度を考慮しながら実施していきます。
53	内水処理対策の強化につい	近年、全国各地で記録的豪雨が局地的に頻発し、極めて短時間のうちに住宅		内水対策は市町村が主体となって取り組まれているところですが、流域治水
	て	地の浸水や土砂災害、農地の冠水など様々な内水被害が発生しております。令	(河川課)	及び減災対策協議会等において、内水の課題に対し、被害解消あるいは軽減に
		和3年7月豪雨では、本県でもその傾向が顕著に表れました。		つながる対策を市町村と国・県等の関係機関が連携して検討しています。
		河川の下流部に位置する町村では、内水処理のための普通河川や水路延長も		引き続き、市町村を主体に国・県等の関係機関が連携しながら内水処理対策
		長いことから、上流部における内水処理対策の影響をまともに受けることとな		の議論を進めていきます。
		ります。局部的に排水対策が必要なことは十分承知していますが、地球温暖化		
		に伴って今後ますます豪雨が頻発することが見込まれることから、中長期的な		
		河川改修等の整備と併せて、短期的な対策も必要です。		
		つきましては、令和4年から市町村と県、必要に応じて国とも連携した内水		
		氾濫対策を議論する場を設置いただいたところですが、引き続き市町村と連携		
F 4	ツムロ エルナー・ナルフィッと たてい	を図りながら内水処理対策をお願いします。	旧 上事4/共立7	
54	治山・砂防事業及び急傾斜			土砂災害対策は住民の生命・財産を守る重要な施策であり、限られた予算でしまり、サナナジ、引き続き、緊急等で優先等を批策した「発力し集力してより
	地朋環対束事業の推進について	されており、早急に対策を講ずる必要があります。また、平成30年7月の西 日本豪雨をはじめとするかつて経験したことのない集中豪雨などの自然災害の	(石口がかりまた)	はありますが、引き続き、緊急度や優先度を勘案した「選択と集中」により、
	1,,,	日本家的をはしめどするからく経験したことのない集中家的などの自然疾害の 脅威にさらされています。今後、住民の生命財産を守るために、防災、減災に対		国庫補助金や起債制度を有効活用しながら、効率的に対策事業を推進します。 その中で、治山・砂防事業においては、土石流を直接的に止める堰堤等の防
		育威にさらされています。今後、住民の土町別産を守るために、例外、個外に対する取り組みをハード、ソフト両面からこれまで以上に強化する必要があります。		その中で、治山・砂炉事業においては、土石流を直接的に止める堰瑳等の防災・減災効果の高い施設を優先して整備しており、流末の流路工整備について
		9 る取り組みをハード、ノノト回面からこれまて以上に頭に9 る必要がありまり。 つきましては、砂防堰場等の流路工の流末処理が既存の十水路に接続されて		次・減次効果の局い施設を惨光して整備しており、流木の流路工整備について   は、渓岸の崩壊による土砂流出の危険性等を考慮し、必要な区間の検討を引き
		いる地区では、がりう豪雨等出水時に人家への浸水被害が懸念され、下流域の排		は、後年の開発による工作が正の危険性等を考慮し、必要な区間の検討を与さし続き行います。
		水路整備が必須であることから、砂坊堰堤等の事業内での対応をお願いします。		「根場流末以降の水路部分は市町が管理主体となる普通河川である場合が多
		また、治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業による整備の推進により、		く、この場合、市町が事業主体となり「緊急自然災害対策事業債」を活用した
		また、行山・4がり事業及いで原料地朋級が東事業による整備が相差により、 危険個所の解消と砂防堰堤の堆積十砂撤去などの措置を講じていただきますよ		水路整備が可能ですが、今和7年度までの制度であることから、引き続き、制
		プロ映画のVの解析でもグルを定めた解していたときますようお願いします。		度の継続や柔軟な対応などについて令和5年11月14日に国に対して要望した
		加えて、砂防指定区域内の改良については、県による「緊急自然災害対策事		ところです。今後も引き続き要望を行っていきます。
		業債」を活用いただくなど、より一層の事業推進をお願いします。		砂防堰場等の堆積十砂撤去については、異常出水後は適宜現地確認を行い、
				次期出水による土砂流出の恐れがないか検討し、必要に応じた措置を講じます。